

三木市公告第 2 0 号

三木市公用車の売却にあたり、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び三木市契約規則（平成 4 年 3 月 3 0 日規則第 9 号）第 2 条の規定により、下記のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

三木市長 仲 田 一 彦

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 公用車の売却
- (2) 入札に付する（売却する）物件

1	車 名	トヨタ ハイメディック
	初度登録年月	平成 2 7 年 3 月
	型 式	C B F - T R H 2 2 6 S
	車 台 番 号	T R H 2 2 6 - 0 0 1 4 4 2 2
	登 録 番 号	神戸 8 3 0 す 1 0 4 0
	最低売却価格	1 0 0 , 0 0 0 円（消費税額を含まない）

※ 車両及び売却条件の詳細については、車両詳細仕様書及び公用車売却仕様書を参照。

※ 最低売却価格には、自動車リサイクル料金（1 3 , 9 0 0 円）を含まない。

- (3) 引渡場所 兵庫県三木市福井 1 9 3 3 番 1 5
三木市消防本部
- (4) 引渡期限 令和 7 年 9 月 5 日（金）

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に基づく入札参加の資格制限に該当する者
- (2) 市町村税、所得税又は法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 三木市職員（臨時職員を含む）
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（ただし、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。）
- (5) 三木市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 号）に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当する者

- (6) 本入札の参加申込締切日から落札決定までの間において、三木市指名停止基準に基づく指名停止措置の期間がある者

3 入札参加の申込み及び資格の確認

入札に参加する者は、次のとおり申込みを行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申込受付期間

令和7年5月30日（金）から6月30日（月）まで（土、日曜日を除く。）

(2) 申込受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市総務部 財政課 契約係（三木市役所本庁舎4階）

電話番号 0794-82-2000（代表） 内線2465

(4) 提出方法

持参又は郵送

ただし、郵送の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかとし、令和7年6月30日（月）の午後5時までに必着とする。

(5) 提出書類

A) 法人の場合

ア 入札参加申込書（指定様式）

イ 誓約書（指定様式）

ウ 印鑑証明書（法務局が発行するもの）

エ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書

オ 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（税務署の納税証明書「その3の3」）

キ 委任状（指定様式・本社以外で入札、契約する場合のみ）

B) 個人の場合

ア 入札参加申込書（指定様式）

イ 誓約書（指定様式）

ウ 印鑑登録証明書（住所地の市町村が発行するもの）

エ 公的身分証明書（顔写真付き）の写し

例：マイナンバーカード、運転免許証等

オ 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）

カ 所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（税務署の納税証明書「その3の2」）

キ 同意書（指定様式・未成年者、被保佐人、被補助人のみ）

※ いずれも発行日から3ヵ月以内のもの。

※ 三木市入札参加資格者名簿に登録されている者は、アとイ以外の書類の提出

について省略することができるものとする。

※ 指定様式は、三木市ホームページからダウンロードすること。

(6) 入札参加資格の審査及び結果通知

ア 審査

提出された書類および資料等により入札参加資格を確認する。

イ 結果の通知

参加資格の可否について、令和7年7月8日（火）付けで参加資格書を発送する。（電話による問い合わせは受付しない。）

4 現車下見会

車両の現状確認のため、次のとおり車両の下見会を行う。

入札にあたっては、必ず下見会に参加し、車両の現状を確認すること。

※ 下見会に参加せず入札した場合は、車両の現状について確認、了承したものとみなし、以後の車両の状態に関する質問には一切応じることはできない。

(1) 開催日時

① 令和7年7月17日（木） 午後1時から午後3時まで

② 令和7年7月18日（金） 午後1時から午後3時まで

(2) 開催場所

兵庫県三木市福井1933番15

三木市消防本部 駐車場

(3) 下見会申込方法

入札参加申込みの際に、入札参加申込書に、参加を希望する下見会の番号及び日時を記載する。

(4) 下見会に関する問合せ先

三木市消防署 救急救助課 救助装備係

電話番号 0794-89-0173（ダイヤルイン）

5 質問の方法について

入札に関して質問がある場合は、次のとおり質問すること。

(1) 質問受付期間

令和7年7月17日（木）から7月25日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで。

(2) 質問方法

質問書（指定様式）を持参またはメールで提出すること（郵送による質問は受け付けない。）

(3) 質問提出先

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市総務部 財政課契約係（三木市役所本庁舎4階）

電話番号 0794-82-2000（代表） 内線2465

メールアドレス zaisei@city.miki.lg.jp

(4) 回答方法

令和7年7月30日（水）に質問及び回答を市ホームページに掲載する。

6 入札の方法

(1) 提出方法

三木市指定の入札書に必要事項を記入の上、封筒に入れ、糊付けで封をし、割印を押印のうえ、封筒の表に件名、住所、氏名、「入札書在中」（朱書き）を記入し、書留郵便で送付または市役所財政課窓口へ持参。

入札書の様式は、三木市ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出期間

令和7年7月31日（木）から8月15日（金）まで

※ 郵送の場合は、令和7年8月15日（金）午後5時までに必着

※ 持参の場合は、提出期間中の土日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市総務部 財政課契約係（三木市役所本庁舎4階）

(4) 開 札

開札日時 令和7年8月18日（月） 午後1時

開札場所 三木市役所2階入札室

※ 開札に立会いを希望される入札参加者は、前日までに申出ること。

※ 開札後は、落札者にのみ速やかに連絡します。

7 入札に関する条件

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、及び下記の入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とする。

ア 入札者、又は代理人が当該入札について2通以上した入札でないこと。

イ 当該入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

オ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。（いかなる訂正も不可）

(2) 入札回数及び落札者の決定について

ア 入札回数は1回とする。

イ 落札者の決定については、予定価格（最低売却価格）以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、くじ引きで落札者を決定する。この場合に、くじ引きを辞退することはできない。

エ 落札決定後、落札者にのみ、速やかに市から落札者へ電話で連絡する。

オ 入札金額の記載にあたっては、消費税額及び地方消費税額を含まない金額を記入し落札価格とするが、契約締結時には消費税及び地方消費税額を加算した金額で契約を締結する。

8 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除する

契約保証金 免除する

9 契約の締結

落札決定日の翌日の午後 1 時から午後 4 時の間に、三木市総務部財政課にて、三木市の定める契約書により契約を締結する。なお、落札決定後の契約辞退はできないものとする。

10 支払条件

落札者は、契約日から 10 日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に契約金額を、市の発行する納付書等により納付すること。

11 その他

- (1) 入札参加申込に要する費用は申込者の負担とする。
- (2) 提出された入札参加申込書等の書類は返還しない。
- (3) 申込受付期間以降は、原則として入札参加申込書等の書類の差替え及び再提出はできない。
- (4) 入札参加申込書等の書類に虚偽の記載や偽造をした者は、三木市指名停止基準により指名停止となり、その者のした入札は無効とする。また、それにより発生した損害について賠償を請求することがある。
- (5) 入札をした者は、入札後この公告、仕様書等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) その他、仕様書、三木市契約規則、契約条項及び関係法令等を遵守すること。

12 問合せ先

【入札手続に関すること】

三木市総務部 財政課 契約係

電話 0794-82-2000（代表） 内線 2465

【車両・仕様書に関すること】

三木市消防署 救急救助課 救助装備係

電話 0794-89-0173（ダイヤルイン）